

鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会設置要領

(設置)

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。）第53条の21に定める森林環境保全税の使途を県民に明らかにし透明性の向上を図るため、鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 条例第53条の21第1号に定める事業のうち、県が森林所有者に代わって行う事業候補地の選定について
- (2) 条例第53条の21第2号に定める事業のうち、森林ボランティア団体等から提案のあった企画書等の審査及び選定について
- (3) 事業採択後の事業効果の検証について
- (4) 条例53条の21に定める事業の見直しの検討について
- (5) 県がNPO・ボランティア団体等にフォーラムの開催などを公募委託する際の委託先の選定について

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で構成する。

2 委員は、別に定める委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、知事が別に定める場合は、その期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、鳥取県農林水産部森林・林業振興局長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き及び議決することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課におき、委員会の庶務を行うものとする。

(その他)

第8条 前各条の規定のほか、委員会の運営に必要な事項は委員会で定めるものとする。

附 則

1 この改正は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。